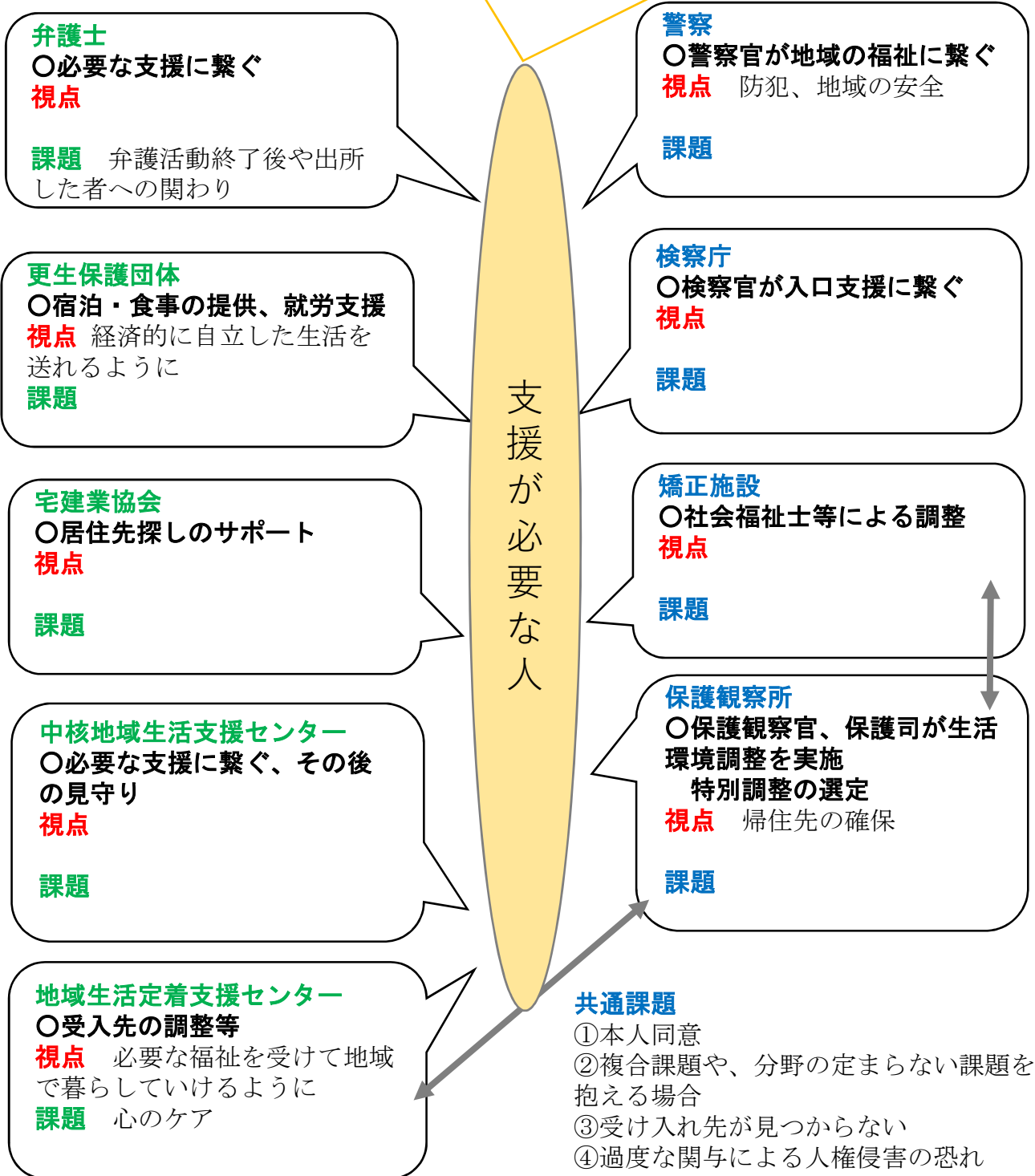


更生支援の視点から、対象者に何ができるか

- ・生活が困窮している
- ・障害がある、又はその疑いがある
- ・慢性疾患がある
- ・親族がいるが頼れない（受入拒否、高齢、障害、疾患等）
- ・家族と不和で家に居場所がない
- ・人間関係が苦手で就労が続かない

など



入口支援における連携チャート

地方検察庁

主な福祉関係機関等

捜査・公判担当

相談内容

・有効な支援策

【主な対象者】

- ・高齢者
 - ・知的障害者
 - ・精神障害者
 - ・身体障害者
 - ・ホームレス
 - ・就労困難者
- 等

事前連絡票提出
相談

助言

再犯防止推進室

室長 首席捜査官
専従 主任捜査官

【捜査窓口】

刑事部担当
上席主任捜査官
主任捜査官

【公判窓口】

公判部担当
次席捜査官
統括捜査官

【管内窓口】

管内担当統括捜査官

社会福祉
アドバイザー

事前連絡・調整

市町村

生活支援課(福祉事務所)

- ・生活困窮者自立支援
- ・生活保護の受給
- ・自立支援センター又は
宿泊所へ入所

市町村

高齢者福祉課

- ・要介護認定

地域包括支援センター

(市町村から委託を受けた法人)
主に高齢者を支援

市町村

障害者福祉課

- ・障害者認定, 障害者支援
区分の認定
- ・障害者雇用枠での就労
- ・精神病院等の治療施設

社会福祉法人等施設

高齢者・障害者

- ・自立支援
- ・就労支援

中核地域生活支援センター

(県から委託を受けた法人)
主に障害者を支援
24時間365日対応

地域生活定着支援センター

(県から委託された法人)
主に出口支援
複数の属性を持つ対象者を支援

法テラス千葉法律事務所

障害者刑事弁護人

更生緊急保護

保護観察所

- ・更生保護施設等へ入所
- ・帰住旅費等の支給
- ・更生援助金等の支給

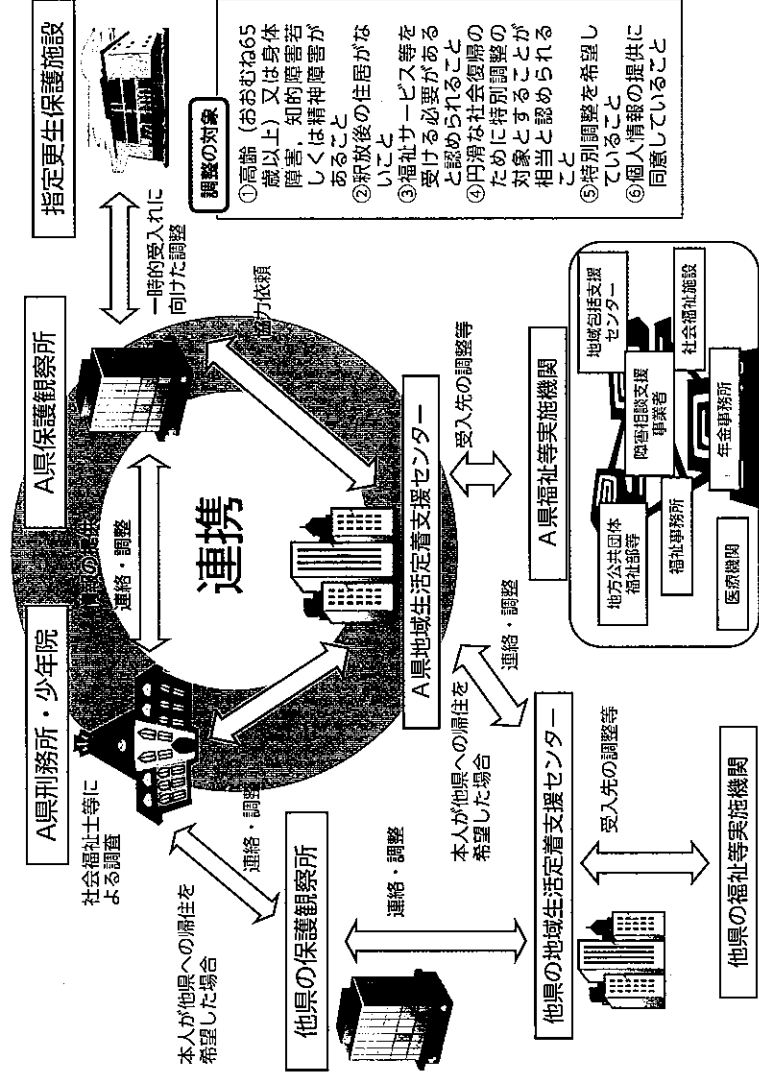
1 高齢受刑者等に対する特別調整

(1) 特別調整の概要

高齢受刑者等の中には、高齢又は障害のために自立した生活をすることが困難であるのに、身寄りがなく、福祉的支援が必要な状況にありながら、適切な支援体制が確保されないうまま出所し、社会復帰を果たす上で困難な状況に陥っている者が少なからず存在する。そこで、矯正施設及び保護観察所においては、厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置された**地域生活定着支援センター**を始めとする多くの機関と連携し、平成21年4月から、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられることができるようにするための取組として、**特別調整**（第2編第4章第2節5項及び同編第5章第1節2項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受けると認められる、その者が支援を希望しているなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うものであり、生活環境の調整（第2編第5章第1節2項参照）等について特別の取組を行うことから「特別調整」と呼称される。

特別調整における多機関連携の概要は、7-5-1-2図のとおりである。

7-5-1-2図 特別調整における多機関連携の概要



注 法務省保護局の資料による。

(2) 特別調整の状況

高齢受刑者等に対する特別調整の終結人員（少年を含む。以下同じ。）の推移（統計の存在する平成23年度以降）は、7-5-1-3図のとおりである。29年度の特別調整の終結人員のうち、半数以上が高齢者であった（重複計上による。）。また、特別調整の終結人員は24年度から増加傾向にあり、29年度の総数及び高齢者の終結人員は、23年度（509人、214人）と比べ、それぞれ約1.6倍、約2.0倍であった（CD-ROM 参照）。